

## 東京都後期高齢者医療保険料率の改定について

令和6・7年度の東京都後期高齢者医療保険料率について、令和6年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会において、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決されましたので、次のとおり報告します。

### 1 東京都後期高齢者医療保険料率

年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度との増減		令和7年度	令和5年度との増減	
			増減	増減率		増減	増減率
均等割額	46,400円	47,300円	900円	1.9%	47,300円	900円	1.9%
所得割率	9.49%	【旧ただし書き 所得58万円以下】 8.78%	-0.71 ポイント	-7.5%	9.67%	0.18 ポイント	1.9%
		【旧ただし書き 所得58万円超】 9.67%	0.18 ポイント	1.9%			
賦課 限度額	66万円	73万円	7万円	10.6%	80万円	14万円	21.2%

#### (1) 賦課限度額の引上げ

保険料の賦課限度額は、現行66万円から令和6年度は「73万円」（激変緩和措置）、令和7年度は「80万円」となる。このことによって、中間所得層の保険料負担が軽減される。 ※令和6年度に75歳に到達する方の賦課限度額は80万円（74歳までに障害の認定を受けて東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となった方は除く）。

#### (2) 軽減判定所得の拡充

5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について被保険者数に乗ずる金額を29万円から29.5万円に改め、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について被保険者数に乗ずる金額を53.5万円から54.5万円に改める。

### 2 1人当たり平均保険料見込額

年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度との増減		令和7年度	令和5年度との増減	
			増減	増減率		増減	増減率
金額	104,842円	110,156円	5,314円	5.1%	112,535円	7,693円	7.3%

### 3 保険料率算定の条件

- (1) 1人当たりの医療給付費伸び率0.78%（自然増）。令和4年10月からの一部被保険者の窓口負担割合を2割とする見直しによる医療給付費への影響は、令和6年度は約52億円、令和7年度は約80.5億円削減と推計
- (2) 令和4・5年度の財政収支に係る剰余金260億円を活用
- (3) 出産育児一時金の財政影響は1人当たり641円/年の見込み

（裏面あり）

- (4) 後期高齢者負担率は、医療保険制度改革の影響の有無が所得によって異なる。国の通知に基づき「12.24%（制度改正影響なし）」、「12.67%（制度改正影響あり）」とした。

#### 4 保険料率増加抑制策の継続実施（令和4・5年度と同様の対策）

- (1) 本来保険料で賄うべき、保険料未収金補填分、審査支払手数料、葬祭事業費、財政安定化基金拠出金の4項目の特例措置等のうち、財政安定化基金拠出金を除く3項目について、市区町村の負担金（一般財源約214億円）によって負担する。

令和6年度本市負担金額 1億1,745万6千円（見込み）

- (2) 所得が少ない被保険者に対する所得割額の軽減策として、年金収入168万円未満の場合は50%、年金収入173万円未満の場合は25%それぞれ軽減し、市区町村の負担金（一般財源約5億円）で負担する。

令和6年度本市負担金額 186万円（見込み）

#### 5 年金収入額別1人当たりの保険料額の見込み

世帯類型	年金収入額	令和5年度 (円)	令和6年度 (円)	令和5年度 との増減額 (円)	令和7年度 (円)	令和5年度 との増減額 (円)
単身者	80万円	13,900	14,100	200	14,100	200
	168万円	21,000	20,700	-300	21,400	400
	173万円	37,400	36,800	-600	38,100	700
	217万円	97,800	99,700	1,900	99,700	1,900
	250万円	138,400	141,000	2,600	141,000	2,600
	300万円	185,900	189,400	3,500	189,400	3,500
2人世帯	248万円	34,900	34,800	-100	35,500	600
	253万円	60,600	60,400	-200	61,700	1,100
	297万円	107,100	109,100	2,000	109,100	2,000
	330万円	166,200	169,400	3,200	169,400	3,200
	380万円	232,300	236,700	4,400	236,700	4,400

※保険料の賦課は個人単位

※年金収入額は被保険者本人の年金収入

※2人世帯は本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定している。

担当課 健康福祉部保険年金課